令和3年度 みどりに関する施策の実施状況

施策の柱		基本施策	記載 ページ		具 体 的 施 策	部署	実施主体	具体的施策の内容	令和3年度取り組み状況
	1	親水空間の整備	P48	1	都幾川を活用した自然体験やレクリ エーションの場として整備し活用す る。	商工観光課	商工観光課	都幾川に架かる鞍掛橋や稲荷橋周辺において実施中である川のまるごと再生事業の中で、駐車場、駐輪場、イベント広場、トイレを設置し、自然体験及びレクリエーションの場として整備し、親水空間としての活用を推進する。	・くらかけ清流の郷の除草や軽微な修繕による施設の維持管理を実施 ・(一社)東松山市観光協会による新型コロナウイルス感染防止対策を講じたバーベキュー場の施設運営
			Г40	2	自然体験の場としての利活用	環境政策課	主体:環境政策 課 協力:比企の川 づくり協議会	都幾川に架かる鞍掛橋や稲荷橋周辺において、清らかな流れを活用した自然体験及びリクリエーションの場としての利活用を図る。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
		水辺環境の保全	P48	1	自然環境に配慮した多自然型の川づくりの推進	河川課	河川課	河川の水辺環境の保全を図るため、市野川や新江川などの河川の改修 の際には、自然環境に配慮した多自然川づくりを推進する。	・準用河川新江川上野本橋下流部の河道工事(落差工)を実施 ※落差工は粗石付斜路式により魚類の休息域を創出することができ、多自 然性に優れる
	2		F40	2	ふれあい市野川クリーンアップ作戦 への協力	河川課	ふれあい市野川 クリーンアップ 作戦協議会	地域住民の河川環境への関心を高めるとともに、より良い川づくり・地域づくりを目指して、地域住民、団体、企業、行政の協働により実施されているイベントに協力する。	・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、1 1月13日に実施 ※東松山市はイベント参加を控えるよう要請されたため、収集したゴミの処分のみ協力
		農地の保全		1	良好な営農環境の保全	農政課	農政課、土地改 良区、水利組 合、多面的機能 支払交付金実施 団体	農用地区域をはじめとする優良農地について、良好な営農環境の保全 を図る。	・農業団体等(土地改良区・水利組合等)が行う農業用水利施設の修繕工事及び直営施工の際の補修に伴う資材費に対する市補助金の交付・農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動(農地法面の草刈り、水路の泥上げ等)に対する支援として補助金を交付
	3		P48	2	耕作放棄地の解消を推進	農業委員会· 農政課	農政課	耕作放棄地所有者に対し、大規模農家や新規就農者など意欲のある農家へ農地の利用集積を見据え、農業公社との貸借を促し、解消を図る。	・農地パトロールにより、耕作放棄地の改善を土地所有者へ指導 ・県農林公社及び市農業公社による農地中間管理事業の実施
田園都市東松山ら				3	農業者団体への支援	農業委員会· 農政課	農政課、埼玉県、国	農地の持つ多面的機能を維持・保全するため、多面的機能支払交付金による農業者団体への支援を実施する。	・農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動 (農地法面の草刈り、水路の泥上げ等)に対する支援として補助金を交付 ・新規団体の掘り起こし(制度説明)
1 しい農地や水辺空間を保全し、活用する。	4	農地の活用	P49 -	1	市民農園の運営支援	農政課	農政課	耕作放棄地対策として設置した市民農地の運営を支援し農地の積極的な活用を図る。	・市民農園の管理(管理者:東平市民農園組合)運営の支援(貸借契約の更 新手続き、利用者の募集等)
				2	農林公園の利活用	農政課	農政課	農業体験・研修などの場として整備した農林公園の年間を通しての利活用を推進。	・農林公園の適正な維持管理 ・いちご摘み取り体験実施、体験研修農場における野菜の収穫体験の実施
		農業の推進		1	戦略作物等の栽培支援	農政課	農政課	戦略作物として位置付けている白いとうもろこしやキャベツ、特産の 製や栗(ぽろたんなど)の栽培を支援し、農家の収益力向上を図る。	・戦略作物(ハニーホワイト、キャベツ等)の市場出荷や契約栽培を継続実施 ・ほろたん等を使った加工品の開発・販売に対する支援の実施
	5		P49	2	新規就農者の育成・確保の推進	農政課	農政課	農業塾や就農相談会の開催による新規就農者の育成や確保を推進す る。	・ 直売所の運営に対する支援の実施(味覚祭等イベントの実施及び協力) ・農業塾(野菜コース・梨コース)の実施 ・就農相談会(7月30日農業大学校就農相談会(オンライン) 2月14日~20 日市就農相談ウイーク)の実施
				3	地産地消の推進	農政課	農政課、市農 業公社、埼玉 中央農協	東松山農産物直売所「いなほてらす」での地産地消を推進する。	・消費者に喜ばれる農産物直売所とするため、東松山市産農畜産物の品ぞろえの充実と品質の向上を推進 ・安定した農畜産物の生産・出荷体制を確立するため、生産者直売組合の活動を支援
				1	ホタル自生地での地域住民による保 全活動の支援	環境政策課	上唐子ホタルの 里推進委員会・ 新屋敷ホタルの 里推進委員会	上唐子や新屋敷など地域住民が主体となり行っているホタルの保全活動を支援する。	・上唐子ホタルの里(参加者延べ54名・3日間)および新屋敷ホタルの里 (参加者延べ37名・3日間)で、草刈作業と湿地等整備作業を実施 ・年間を通してホタルの里の維持管理を担っている上唐子ホタルの里推進委 員会および新屋敷ホタルの里推進委員会に対して、謝礼金を支出
	6	ホタルの自生地の保全	P49	2	ホタルの保全についての施策検討	環境政策課	ホタルの里づ くり協力隊・ 環境政策課	市内のホタル生息地について保全が図れるような施策の検討をする。	・飛翔調査を5月(ゲンジボタル)と6月(ヘイケボタル)に各1回実施・水質調査および底生生物調査を市内4か所6地点において10月に実施・調査結果については、市ホームページで公開し、ホタル生息地保全に対する意識啓発を実施

1

令和3年度 みどりに関する施策の実施状況

	施策の柱		基本施策	記載 ページ	具 体 的 施 策	部署	実施主体	具体的施策の内容	令和3年度取り組み状況
		1				環境政策課 · 農政課 · 都市計画課	環境政策課 東松山市環境基 本計画市民推進 委員会		・3月13日(日) に東松山市環境基本計画市民推進委員会と共催で、市民環境会議を開催 ※今回は岩殷丘陵や比企丘陵で被害が発生している、「ナラ枯れ」をテーマとして、埼玉県寄居林業事務所の方を講師に迎え、基調講演としてナラ枯の原因、特徴、対策についてお話しいただき、市民に対して情報提供及び啓発を実施
			樹林地・樹木を守る仕 組みづくり	P50	樹林地・樹木の保全施策の検討		農政課	希少動植物や生物多様性の保全を図るため、状況に応じた樹林地・樹木の保全施策を検討する。	・埼玉県地域森林整備計画が変更されたことから東松山市森林整備計画を一 部変更
							都市計画課		・東松山市都市公園内樹林地等管理指針に基づき維持管理を継続実施 ・農政課と連携し、カシノナガキクイムシの調査を実施
2	起伏に富んだ地形 が織り成す樹林 地・樹木を保全				2 市民緑地制度や市民管理協定制度の 活用の啓発	都市計画課	都市計画課	都市緑地法に基づく市民緑地制度や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる 条例に基づく市民管理協定制度の活用の啓発を推進する。	・対象地となり得る緑地の調査を実施
	し、活用する。	2	市民の森の活用	P50	1 地元企業などが市民の森で行うイベントの支援	都市計画課	指定管理者	市民の森保全管理協定を締結した団体を対象に、みどりに関するイベントを支援する。 ※ボッシュ株式会社:埼玉県森林(もり)づくり協定、市民の森保全クラブ:市民の森の一部の維持管理に関する協定書	・ボッシュ株式会社および市民の森保全クラブとの協働でイベントを開催令和3年11月13日『市民の森で遊ぼう!』主催:指定管理者参加者数:162名
3		3	樹林地の恵みの活用	P51	1 間伐材等の有効活用	都市計画課	指定管理者	維持管理で発生する間伐材や落ち葉等を有効活用するとともに、環境 保全活動に対する市民意識の醸成を図る。	・市民の森にてNPOと協働で剪定発生材をチップ化、土壌改良剤として利 用
		4	史跡と一体の保全	P51	1 緑地としての保全	埋蔵文化財セ ンター	埋蔵文化財センター	市内にある史跡・天然記念物において、緑地としての保全を図る。	・職員及び文化財専門調査員による文化財パトロール ・天然記念物の維持管理 ・指定史跡保全のための下草刈り、高木伐採
		5	樹林地を管理する人材 の育成	P51	1 人材育成の検討	環境保全課	環境保全課 市民団体	森林環境基金などを活用して里山・雑木林などの樹林地を管理する人 材育成を検討する。	・東松山市環境基本計画の各環境目標に係る市民活動を「市民プロジェクト」として毎年度募集し、令和3年度は緑の保全に関連する事業として6事業が登録されており、その活動を支援 (比企自然学校、市の川・車堀の会、岩殿満喫クラブ、市民の森保全クラブ、まちづくり楽会、児沢探検隊)
		1	都市公園の安全性向上		1 適切な維持管理・運営	都市計画課	指定管理者	都市公園において、指定管理者による適切な維持管理・運営を継続して実施する。	・指定管理者による適正な維持管理・運営を実施 都市公園114公園:東松山文化まちづくり公社 東松山ぼたん園:東松山ぼたん園パートナーズ
				P52	2 計画的な修繕や更新	都市計画課	都市計画課	公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕や更新を実施する。	・東松山市公園施設長寿命化計画の見直し(改定)を実施・公園施設改修工事の実施
	公園・広場を親し みのある場として				3 新設や改修の際の安全性の向上	都市計画課	都市計画課	公園の新設や改修の際に、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン や子育てバリアフリーの導入に努めるとともに、災害発生時に機能す る施設として、太陽光式照明灯などを設置し、安全性の向上を図る。	・都市計画法に基づく新設公園設置協議や公園施設の改修際は、勾配構造を 検討する等ユニバーサルデザインに配慮
	管理し、活用す る。	2			1 公園再整備の計画的な推進	都市計画課	都市計画課	立地適正化計画における居住誘導区域内にある既存の公園について、 市街地の活性化に資する公園として、利用者ニーズの変化に対応した 再整備を計画的に推進する。	・箭弓町第一公園の再整備を検討
			地域の実情に応じた都市公園整備	P52	2 公園不足地域における公園整備や緑地に関する制度の活用検討	都市計画課	都市計画課	立地適正化計画における居住誘導区域内において、身近な公園が不足している地域については、市民や事業者等と連携した借地による公園整備や、生産緑地地区、市民緑地制度の活用を検討する。	・居住誘導区域内において、公園が不足している地域について、公園整備が 可能な土地がないか現況調査を実施
					3 開発に伴う新設公園の設置基準に基づく適切な指導	都市計画課	都市計画課	開発に伴い設置、提供される公園について、地域住民が利用しやすい ものとなるよう、条例に基づく適正な指導を実施する。	・東松山市都市公園条例及び新設公園建設基準に基づき、業者に適正な指導 を実施 令和3年度開設した開発公園:石橋第6街区公園

令和3年度 みどりに関する施策の実施状況

施策の柱	į	基本施策	記載 ページ	具体的施策	部署	実施主体	具体的施策の内容	令和3年度取り組み状況
				1 民間活力を導入した公園の利活用	都市計画課	都市計画課	大規模公園や賑わいの創出に資する公園について、民間活力を導入した公園の利活用を積極的に推進する。	・東松山ぼたん園にて、指定管理者による年間を通したイベントを実施 ⇒年間来園者数の増加
	3 都	『市公園の魅力向上	P53	2 自治会との協働	都市計画課	都市計画課	身近な公園について、地域住民に親しまれ、コミュニティの活性化に寄与するよう、自治会との協働による維持管理の推進や、利用ルールの取り決めなどを実施する。	・地元自治会と締結している27箇所の子供広場について、協定に基づき、維持管理を継続実施
公園・広場を親し みのある場として 整備し、活用す る。				3 公園機能の見直しと再編	都市計画課	都市計画課	公園が持っている多様なストック効果の向上を目的とした公園機能の 見直しと再編を推進する。	・居住誘導区域内の公園(箭弓町第一公園)について、改修内容を検討
	4 7	- 供広場の充実	P53	1 設置基準による整備	都市計画課	都市計画課	地域の身近なコミュニティの場として、「子供広場の設置に関する基準」による整備を実施する。	・根岸自治会からの要望により、「子供広場の設置に関する基準」に基づき 根岸子供広場を設置
	4 7	丁快应物の元美	1 00	2 地元自治会による子供広場の維持管 理協定の推進	都市計画課	都市計画課	市と自治会間の維持管理協定により、地域住民の維持管理による地域 住民がより一層親しみのもてる子供広場を推進する。	・地元自治会と締結している27箇所の子供広場について、協定に基づき、維持管理を継続実施 ・新設した根岸沼子供広場については、根岸自治会と維持管理協定を締結
					でオーキング 性推進室・道路 課 課 報	ウォーキング 推進室	市内のウォーキングコースについて、歩行空間の確保に努めること で、沿道のみどりの景観づくりを推進する。	・市内のウォーキングコース「ふるさと自然のみち」を、ウォーキングセン ター事業で毎月歩き、コース上のチェックを実施
		ウォーキングコース沿 いの景観づくり	P54	ウォーキングコースの歩行空間の確保と沿道のみどりの景観づくりの推進		道路課		・まなびのみち維持管理業務を発注して適切な管理を実施 ・枯れ木等の危険な街路樹の伐採を実施
	' w		104			都市計画課		・スリーデーマーチのウォーキングコースでもある七清水せせらぎ緑道について、指定管理者による適正な維持管理を実施 ・柏崎緑地の間伐を実施
				2 ウォーキングコース沿いの拠点となる箇所の憩い空間創出	都市計画課 · 地域支援課	指定管理者· 地域支援課	ウォーキングコース沿いの拠点となる箇所においては、花の植栽による緑化など憩い空間を創出する。	・ウォーキングコース沿いに設置される松本町一丁目緑地について、指定管 理者による季節ごとの花を楽しめる植栽管理を実施
みどりと調和した 4 まちづくりを推進				1 自治会を中心とした「花いっぱい遺動」の推進	地域支援課	地域支援課	自治会から選出された花いっぱい推進員が主体となり、自治会員と共に自治 会の花壇を四季折々の花で飾るなどの「花いっぱい運動」を推進する。	・花苗(春夏苗と秋冬苗)等を各自治会に配布 ・各市民活動センターで種まき講習会を開催
する。		Eいっぱい運動のさら る推進	P54	2 地域が主体となった花の名所づくりの推進	地域支援課	地域支援課	地域が主体となり、地域ごとに特色を出した花の名所づくりを推進する。	・【平野地区】滑川左岸のヒガンバナ周辺の除草を実施・【野本地区】サクラの苗木周辺の除草を実施・【大岡地区】風車の見える丘へざる菊植栽を実施
				市民協働による「花いっぱい運動」 の推進	地域支援課	地域支援課	公共花壇を中心に、花の好きなボランティア(フラワーサポーター) による「花いっぱい運動」を推進する。	・フラワーサポーターとの協働により、公共花壇の花植えを20回実施
				1 街路樹の適正な管理	道路課	道路課	繁茂した街路樹について、交通安全上支障のないように適正な維持管 理を実施する。	・まなびのみち維持管理業務を発注して適切な管理を実施 ・枯れ木等の危険な街路樹の伐採
	3 街	「路樹などの植樹	P55	2 都市計画道路に街路樹の植樹	市街地整備課	埼玉県 市街地整備課	東松山駅前などの都市計画道路に街路樹を植樹する。	・新しく植樹はしていないが、駅前東通線における街路整備完了区間の街路 樹の管理を実施
				3 市民協働による市有地の活用	管財課	管財課	区画整理事業や道路拡幅事業などにより発生した残地(市有地)について市民協働による植栽等を実施し、まちなかに潤いあるみどりを創出する。	・地元自治会等に花いっぱい運動の用地として土地を貸付

令和3年度 みどりに関する施策の実施状況

施策の柱		基本施策	記載 ページ	具体的施策	部署	実施主体	具体的施策の内容	令和3年度取り組み状況
				1 地区計画で定められた植栽設置基準 による植栽を推進	住宅建築課	住宅建築課	都市計画制度で定める地区計画区域において、地区計画で定められている植栽設置基準による植栽を推進することで、みどり豊かな良好な街並み景観の形成を図る。	・現在ある 1 2地区内(高坂丘陵地区、元宿一丁目・二丁目地区、御茶山町地区、沢口町・殿山町地区、美原町地区、砂田町地区、箭弓町三丁目地区、高坂駅東口第一地区、あずま町地区、坂東山地区、仲田町地区、きじやま地区)の建築において地区計画に基づき植栽を推進
	4	民有地の緑化の推進	P55	2 市民による緑化の取り組み支援	都市計画課	都市計画課	市民による緑化の取り組みを支援するため、イベントを活用した苗木の配布を実施する。	・東松山ぼたん園にて指定管理者による「ぼたん育て方教室」を開催し、鉢植えぼたんを配布(市民の参加人数:52名)
				3 屋上・壁面緑化・園庭芝生化などに 対する助成の検討	都市計画課	都市計画課	市街化区域内にある建築物の屋上・壁面緑化や民間の保育園・幼稚園 の園庭の芝生化などに対する助成を検討する。	・現状、市で助成を行うことは困難な為、埼玉県で実施している民間緑地補助事業(「身近なみどり民間施設緑化事業」)のパンフを窓口に設置し事業者へ周知
	5	生産緑地の活用	P55	1 生産緑地における市民農園としての 活用及び追加指定の検討	都市計画課・ 農業委員会	都市計画課 · 農業委員会	生産緑地地権者から買取申出があった場合、市民農園として活用可能 か検討するとともに、生産緑地地区の追加指定について検討する。	・買取申出、追加指定案件がなかったため未実施
				2 市街化区域のみどりの保全	都市計画課 · 農業委員会	都市計画課 · 農業委員会	生産緑地地区の指定から30年を迎える地区について、特定生産緑地制度の周知を図り、市外化区域内の貴重なみどりの保全を図る。	- 5地区(計1,08ha) を特定生産緑地に指定 【特定生産緑地指定地区数(R4,3,31時点)】 - 平成4年指定分:16地区(計2,15ha) - 平成6年指定分: 3地区(計0,34ha)
					地域支援課・ 管財課・教育 総務課・保育 課	各活動センター	公共施設にある樹木等の適正な維持管理を行う。 夏季のつる性植物を用いた緑のカーテンや花の植栽などの緑化を推進	・業務委託と自主管理により、適正な維持管理を実施
				1 八井佐乳の樹木の斉丈も併住徳田		管財課		・桜山台地内、大岡地内、新郷地内市有地の高木等を伐採
みどりと調和し 4 まちづくりを推	隹	公共施設の緑化の推進		1 公共施設の樹木の適正な維持管理		教育総務課		・剪定対象樹木確認業務により伐採や剪定が必要な樹木を確認し、学校で実施可能な樹木は学校で、それ以外は業者発注により実施
する。	6		P55			保育課		・保育園における樹木の剪定業務を実施
				2 緑のカーテンや花の植栽などの緑化	環境政策課・ 地域支援課	環境政策課		・平成28年度から各施設による自主的な実施となっていたが、令和3年度は市役所庁舎で、試行的に縁のカーテンを実施・ゴーヤだけでなくオカワカメ等も栽培し、どの品種が育てやすいか試行
				の推進	環境政策課 · 地域支援課	各活動センター	し、緑地空間の創出を図る。	・ゴーヤの栽培については、平野市民活動センターで実施 ・花の植栽は、各市民活動センターで実施
	7	市民団体などへの支援の推進	P56	1 みどりの保全・再生活動をする市民 団体などへの支援	環境政策課	市民団体	里山保全をはじめとするみどりの保全・再生活動をする市民団体など への支援を推進する。	・東松山市環境基本計画の各環境目標に係る市民活動を「市民プロジェクト」として毎年度募集し、令和3年度は緑の保全に関連する事業としては市民の森の保全や環境学習など6事業を登録 (比企自然学校、市の川・車堀の会、岩殿満喫クラブ、市民の森保全クラブ、まちづくり楽会、児沢探検隊)・登録された事業に対して、公共施設利用料の減免、広報支援、活動の参考となる他の補助金情報等の提供を実施
				1 学校ファームの推進の協力	学校教育課 · 教育総務課	各小・中学校	子供たちが土や生き物に触れ合う機会として、小中学校などが主体的に行う学校ファームの推進に協力する。	・学校内に農園(花壇)を設け、地元の農家やPTAの協力を得て、野菜 (ナス・ジャガイモなど)や花を栽培
	8	みどりを活用した環境 学習の推進	P56	2 梨の栽培	学校教育課	松山第二小学校	東松山市を代表する梨の産地にある小学校という特色を生かし梨園経 営者と連携しなしの栽培を行う。	・4月に花粉づけ、5月に摘果、6月に袋掛け、9月に収穫及びPTAによる試食会、11月に梨園経営者を招待した児童手作りによる感謝の会を実施・3月には来年度の事前学習を行った。

東松山市みどりの基本計画 令和3年度 みどりに関する施策の実施状況

施 策 の 柱		基本施策	記載 ページ		具体的施策	部署	実施主体	具体的施策の内容	令和3年度取り組み状況								
				3	市野川の生き物調査や水質調査の実施	学校教育課	新宿小学校	市民ボランティアの協力を得て、市野川の生き物調査や水質調査を行う。	・学校応援団「市野川を再生させ隊in東松山」の協力を得て、7月に6年生を対象とした市野川の生き物調査・水質調査を実施								
	9	緑豊かな環境まちづく り基金の活用	P56	1	「東松山市緑豊かな環境まちづくり 基金」の有効活用	財政課		丘陵のみどりに代表される環境豊かなまちづくりを推進していくため、「東松山市緑豊かな環境まちづくり基金」を有効活用する。	・地球温暖化対策事業(創ってためて安心な自立型エコタウン推進補助金) に基金を充当								
みどりと調和した 4 まちづくりを推進 する。		など 川 の 悸起の 古足 へ				理培政等理,		みどりに対する市民の意識啓発を図り、市民協働によるみどりの保	・市ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター、東松山市ケーブルテレビ、 twitter、Facebook、いんふぉメール、駅前デジタルサイレージを利用して 情報を発信								
	10										みどりの情報の市民へ の周知	P56	1	みどりに対する市民への啓発活動	都市計画課		・東松山ぼたん園のぼたんの開花状況や市内の都市公園におけるイベントの 実施等について、市ホームページやSNSによる市民への周知を実施 ・東松山ぼたん園にて行われた「新春ぼたん展」について、高坂駅のデジタ ルサイネージにて市民へ周知を実施